

平成26年上尾市教育委員会1月定例会 教育長報告2

所属名 教育総務部 総務課

<p>件 名</p> <p>平成25年度第1回定期監査結果について</p>	
<p>内 容 説 明</p> <p>地方自治法第199条第4項の規定に基づき、監査委員による定期監査が平成25年11月28日・29日に実施され、同条第9項の規定に基づき、報告書の提出がありましたので、報告します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>●地方自治法（昭和22年法律第67号） [関係部分抜粋]</p> <p>第百九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>②～③ <<省略>></p> <p>④ 監査委員は、毎会計年度少くとも一回以上期日を定めて第一項の規定による監査をしなければならない。</p> <p>⑤～⑥ <<省略>></p> <p>⑨ 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。</p> <p>⑩～⑫ <<省略>></p> </div>	
添付資料	添付資料名
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	<p>「平成25年度第1回定期監査結果の報告書について（提出）」の写し （教育関係部分のみ抜粋）（3頁～6頁）</p>



上 監 査 報 第 1 5 号
平 成 2 6 年 1 月 6 日

上尾市教育委員会委員長 細 野 宏 道 様

上尾市監査委員 佐 藤 竹 雄
上尾市監査委員 須 田 清
上尾市監査委員 田 中 元三郎



平成25年度第1回定期監査結果の報告書について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

なお、同法第199条の2の規定に基づき、10月30日の用地管財課については、須田清監査委員を、12月25日のこども支援課及び保育課並びに12月26日の農業委員会事務局については、田中元三郎監査委員を除外し、執行しました。

第1回定期監査報告書

1 監査実施日

- (1) 平成25年10月30日（水）・31日（木）
企画財政部、総務部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
- (2) 平成25年11月27日（水）・28日（木）・29日（金）
秘書室、議会事務局、教育総務部、学校教育部
- (3) 平成25年12月24日（火）・25日（水）・26日（木）
健康福祉部、出納室、農業委員会事務局

2 監査の対象

企画財政部

総合政策課、財政課、自治振興課、広報課、男女共同参画課

総務部

庶務課、職員課、IT推進課、用地管財課、契約検査課、人権推進課、青少年課、少年愛護センター

選挙管理委員会事務局

監査委員事務局

秘書室

議会事務局

庶務課、議事調査課



教育総務部

総務課、生涯学習課、図書館、スポーツ振興課

学校教育部

学務課、指導課、教育センター、学校保健課、中学校給食共同調理場、上尾小学校、中央小学校、上平小学校、東小学校、芝川小学校、東町小学校、上平北小学校、上平中学校、東中学校（東中向原分校を含む）

健康福祉部

社会福祉課、こども支援課、子育て支援センター、保育課、上尾保育所、しらこぼと保育所、緑丘保育所、上平保育所、乳幼児相談センター、障害福祉課、つくし学園、高齢介護課、健康推進課

出納室

農業委員会事務局

3 監査の範囲

- (1) 企画財政部、総務部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
平成25年4月1日から平成25年8月31日までの財務に関する事務
- (2) 秘書室、議会事務局、教育総務部、学校教育部
平成25年4月1日から平成25年9月30日までの財務に関する事務
- (3) 健康福祉部、出納室、農業委員会事務局
平成25年4月1日から平成25年10月31日までの財務に関する事務

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務の執行が法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、収入・支出伝票等関係諸帳簿と試査照合するとともに現地監査を実施するなど内容を審査したほか、監査の対象部局より説明を聴取して執行した。

5 監査の結果

(1) 財務事務の執行状況

財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

(2) 事務処理状況

収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務について、関係諸帳簿を監査した結果、おおむね適正であると認められた。

また、軽易な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

なお、今回は、次のような項目を調査したが、項目のない課についても同様に関係書類を調査した結果、適正であると認められた。

【10月30日・31日執行分】

企画財政部

総合政策課

・ 支出事務

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第6目 企画費、第19節 負担金、補助及び交付金のうち「交流による賑わい創出事業補助金」について、関係書類を調査した結果、適正であると認められた。

自治振興課

・ 支出事務

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第9目 自治振興費、第19節 負担金、補助及び交付金のうち「コミュニティ推進会議補助金」について、関係書類を調査した結果、適正であると認められた。

総務部

庶務課

・ 支出事務

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、第13節 委託料のうち「情報公開コーナー運営管理業務委託料」及び「印刷室管理業務委託料」について、関係書類を調査した結果、おおむね適正であると認められた。

青少年課

・ 支出事務

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第12目 青少年育成費、第19節 負担金、補助及び交付金のうち「青少年育成連合会運営費補助金」について、関係書類を調査した結果、適正であると認められた。

【11月27日・28日・29日執行分】

学校教育部の小・中学校等10施設（東中向原分校については、資料提出のみ）については、主に配分されている予算の支出事務と財産管理について書類審査を行い、そのうち上平小学校、東小学校、芝川小学校、東町小学校、東中学校については、現地監査を実施した。

小・中学校等

・ 支出事務

第9款 教育費、第2項 小学校費・第3項 中学校費、第1目 学校管理費・第2目 教育振興費の第11節 需用費等について、関係書類を調査した結果、適正であると認められた。

・ 財産管理

管理備品、教材備品の管理について、関係書類による調査及び現地確認の結果、適正に管理されているものと認められた。

- ・ 現地監査

学校施設について、関係書類による調査及び現地確認の結果、適正に維持管理されているものと認められた。

教育総務部

総務課

- ・ 支出事務

第9款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、第13節 委託料のうち「給食用昇降機保守管理委託料」について、関係書類を調査した結果、適正であると認められた。

図書館

- ・ 支出事務

第9款 教育費、第5項 社会教育費、第3目 図書館費、第13節 委託料のうち「図書館巡回配送委託料」について、関係書類を調査した結果、適正であると認められた。

学校教育部

学務課

- ・ 支出事務

第9款 教育費、第1項 教育総務費、第3目 教育指導費、第19節 負担金、補助及び交付金のうち「外国人学校児童生徒保護者補助金」について、関係書類を調査した結果、適正であると認められた。

中学校給食共同調理場

- ・ 支出事務

第9款 教育費、第6項 保健体育費、第3目 共同調理場運営費、第13節 委託料「保安管理・設備保守委託料」のうち「共同調理場浄化槽及び水質分析業務委託料」について、関係書類を調査した結果、おおむね適正であると認められた。

【12月24日・25日・26日執行分】

健康福祉部の上尾保育所、しらこぼと保育所、緑丘保育所、上平保育所の4施設について、主に配分されている予算の支出事務と財産管理について、書類審査を行うとともに、現地監査を実施した。

健康福祉部

保育所

- ・ 支出事務

第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 保育所費、第11節 需用費について、関係書類を調査した結果、適正であると認められた。

- ・ 財産管理

備品の管理について、関係書類による調査及び現地確認の結果、適正に管理さ